

**『社会保険労務ハンドブック（令和6年版）』
お詫びと訂正**

本書におきまして、以下のように誤りがございました。読者の皆様にはお詫び申し上げますとともに、次のとおり訂正いたします。

中央経済社

該当箇所	誤	正
P427 高齢任意加入被保険者 2) 資格取得の要件等 上から6～7行目	……資格取得申出書に年金手帳を添えて日本年金機構に……（厚保則5の2）。	……資格取得申出書に <u>基礎年金番号通知書その他基礎年金番号を明らかにすることができる書類</u> を添えて日本年金機構に……（厚保則5の2 <u>(2)</u> ）。
P477 他の行政救済との関連制度 上から3～4行目	(2) 被保険者の資格、標準報酬、もしくは保険給付に関する処分または保険料の徴収に関する処分の取消の訴えは、社会保険審査官の……	(2) <u>被保険者の資格、標準報酬、もしくは保険給付に関する処分</u> の取消の訴えは、社会保険審査官の……
P533 出産育児一時金 支給金額 上から1～2行目	……一児につき42万円が支給され、それ以外の場合には40万8千円が支給される（船保令7）。	……一児につき <u>50</u> 万円が支給され、それ以外の場合には <u>48</u> 万8千円が支給される（船保令7 <u>(1)</u> ）。
P612 概要 上から12行目	令和3年9月1日より自動車を使用して貨物運送を行う者……	令和3年9月1日より <u>自転車</u> を使用して貨物運送を行う者……
P820 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書の提出先	事業場を管轄する労働基準局長	事業場を管轄する労働基準 <u>監督署長</u>